

学内全面禁煙の取組



本校では、2014年度迄は「受動禁煙の防止」に則り分煙を認めておりました。しかし、たばこは、喫煙者をはじめ周囲の方々にも健康上悪い影響を与えることはすでにご承知のとおりですし、近年、喫煙による健康被害に対し、世の中の認識は着実に変化していることから、本校でも受動喫煙の防止だけでなく、喫煙の健康被害について積極的に啓蒙していきたいと考え、学校敷地内全面禁煙といたしました。

社会では飲食店や車内・公共施設での喫煙制限が一般的となっています。本校の学生は看護学生であり、さらに学生の4割は「未成年者」です。喫煙すれば不快に思う人がいること、未成年者が受動喫煙してしまう可能性があるということを誰もが認識しておかなければなりません。そのため学生はもちろんのこと、教職員や来客の方々にも学内禁煙にご協力を頂いております。では、学内を一步出たら喫煙してもよいのでしょうか。本校は看護を目指す学校です。看護・医学に関する知識を学んでいるはずの学生による喫煙は本校のイメージを汚すものでありますし、またタバコのポイ捨ては地域住民の皆さまに対する迷惑行為となります。学外での禁煙までも徹底することは難しいことではありますが、本校としましては今後も学生や職員に喫煙の慣習化を防ぐ教育をしていく所存です。

板橋中央看護専門学校をめざす受験生の皆様にも、どうかこれからの趣旨をご理解の上、ご協力お願い致します。

【参考】健康増進法（抜粋）

（受動喫煙の防止）

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

板橋中央看護専門学校